


令和6年度第2回 京都市インターネット公売(不動産)の御案内

| | | | |
|------------------|---|----------------|---|
| 公 売 方 法 | 期間入札 | | |
| 公 売 場 所 | 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム 「KSI官公庁オークション」上 https://kankocho.jp/gov/6066179124/?p=au ※ 令和7年1月9日(木)午後1時から閲覧可能です。 | |  |
| 公売参加申込期間 | 令和7年1月9日(木)午後1時から 令和7年1月27日(月)午後11時まで | 入札期間 | 令和7年2月3日(月)午後1時から 令和7年2月10日(月)午後1時まで |
| 最高価申込者決定 | 令和7年2月10日(月)午後2時 | 売却決定の日時 (注) | 令和7年3月3日(月)午前10時 |
| 売却決定の場所 | 京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当(高額徴収担当) | | |
| 買受代金の納付期限 (注) | 令和7年3月3日(月)午後2時30分まで | | |

(注) 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限を変更することがあります。

【公売参加に当たっての留意事項】

公売とは、国税徴収法に基づく租税の滞納処分による換価手続のことで、
公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分御理解のうえ、公売へ御参加ください。

- 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- 2 公売財産に不適合があっても、執行機関(京都市)は責任を負いません。
- 3 執行機関(京都市)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者に対する明渡請求や、不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。
- 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。
- 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- 6 公売財産の詳細や具体的な手続等は、下記の「京都市の公売ホームページ」及び「KSI官公庁オークション」のホームページを確認してください。
- 7 公売を中止する場合がありますので、6の各ホームページを必ず事前に確認してください。

詳細は、
「京都市の公売ホームページ」 及び 「KSI官公庁オークション」
のホームページを御確認ください。



二次元コードでアクセス



二次元コードを読み取り
それぞれのサイトへ
アクセスしてください。

※ 令和7年1月9日(木)午後1時から閲覧可能です。

問合せ先

京都市行財政局市税事務所納税室(京都市役所 分庁舎1階)
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
☎(075)222-4104 (収納対策担当(高額徴収担当))
<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000014299.html>

公 売 財 産



| | |
|--------|---|
| 売却区分 | 行財1 |
| 品名 | 京都市南区久世高田町257番地78 桂ガーデンハイツ109号室 区分所有建物 |
| 見積価額 | 14,460,000円 |
| 公売保証金額 | 1,500,000円 |

※ 建物内写真の閲覧を希望される方は、京都市行財政局
市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）
（電話：075-222-4104）へ事前に御連絡のうえ、
御来庁ください。

建 物

（一棟の建物の表示）

所 在 京都市南区久世高田町257番地78
建物の名称 桂ガーデンハイツ

（専有部分の建物の表示）

家屋番号 久世高田町257番78の109
建物の名称 109
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積 1階部分 55.28㎡

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1
所在及び地番 京都市南区久世高田町257番78
地 目 宅地
地 積 8298.52㎡
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 10万分の433
持分3分の1（順位3番で登記した持分）及び持分3分の2（順位5番で登記した持分）
以上登記簿による表示

公
売
財
産
の
概
要

- 1 公売財産は、JR京都線「桂川」駅から道路距離で約230m西方に位置しています。
- 2 公売財産の敷地は、間口約63m、奥行約132mの長方形地であり、南側約63mが幅員約28mの両側歩道付舗装府道に概ね等高に接面しています。
- 3 公売財産は、昭和53年9月20日の建築です。

法
的
規
制
・
利
用
状
況
等

- 1 当該敷地のうち、府道の北側道路境界から25mまでの部分は、近隣商業地域、山並み背景型建造物修景地区、宅地造成等工事規制区域、日影規制(二)、指定建蔽率80%、指定容積率300%。府道の北側道路境界から25mを超える部分は、第2種住居地域、山並み背景型建造物修景地区、宅地造成等工事規制区域、日影規制(一)、指定建蔽率60%、指定容積率200%に指定されています。
- 2 公売財産は、令和6年11月現在空き家です。
- 3 公売財産は、長期間空室となっており、居住のためには壁、床及び天井に補修等が必要であることに加え、上階住人宅関係者及び管理組合からの聞き取りによると、令和4年8月頃に上階住人宅による漏水事故が発生し、そのことによって当該公売財産の天井の一部が腐食しコンクリートの剥落が見られるなど、補修が必要な状態となっています。
- 4 公売財産のダイニングルームの手前に電気温水器が備え付けられていますが、使用に当たっては関西電力へお問い合わせください。

そ
の
他
公
売
条
件

- 1 管理組合の申立てによると、月額管理費用等の内訳は管理費8,240円、修繕積立金11,650円、水道料金3,454円で、令和6年11月現在、未納の管理費用等の合計は541,566円です。
なお、管理規約によると、管理組合が管理費用等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても行うことができると規定されています。
- 2 公売財産の管理及び使用に関する規約等の詳細については、管理組合（電話：075-934-3060。受付時間は、平日：午前9時～午後5時、土曜日：午前9時～正午）へお問い合わせください。
- 3 国税徴収法第89条第3項に基づき、一括換価の方法により公売します。
- 4 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。